

令和7年度甲府市における障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用機関

調達方針は、甲府市の全ての機関における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が甲府市内にある、法第2条第4項に定義する施設等とする。

3 調達する物品等

市が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

施設等が提供可能であり、本市において発注可能な物品
（例：コピー用紙、フラットファイル、非常食（パン、クッキー）、
ポケットティッシュ、キーホルダー・ストラップ等の手芸品、除菌水、
洗濯用石鹼等）

(2) 役務

施設等が提供可能であり、本市において発注可能な役務
（例：生ごみ発酵促進剤EMボカシ製造業務、生ごみ処理コンポスト作製業務、
保管容器作製業務、清掃・除草業務などの軽作業業務等）

4 物品等の調達目標

調達の目標は、調達額が目標額を上回ることとする。

なお、目標額は、令和6年度までの調達実績を基に算出して定めるものとし、
6月に公表する。

5 調達推進方法

- (1) 福祉部福祉支援室障がい福祉課は、施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報をもとに適用機関に提供する。
- (2) 適用機関は、提供された情報をもとに施設等への発注に努める。
- (3) 施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、市ホームページ等により遅滞なく公表するものとする。
- (2) 調達実績は、会計年度終了後、遅滞なく調達の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

7 調達方針の担当窓口

この調達方針及び契約に関する担当窓口は、総務部契約管財室契約課とする。ただし、施設等からの調達可能な物品等の情報収集及び適用機関への周知については、福祉部福祉支援室障がい福祉課が行うこととする。